

第13章 平成18年度の水資源をめぐる動き

1 平成18年度における主な話題

(1) 今後の地下水利用のあり方に関する懇談会

近年、地下水を取り巻く環境は大きく変化してきている。かつて高度経済成長期に深刻であった地下水の過剰採取による地盤沈下は、一部には引き続き対策が必要な地域もあるが、地下水採取規制、代替水源の確保等により、今日、沈静化しつつある。一方で、かつては地盤沈下が深刻であった大都市地域において地下水採取規制等により地下水位が回復・上昇し、地下構造物や地下水環境への新たな悪影響・弊害を引き起こしている事例もある。また、地下水質の面で環境基準を超える浅層地下水汚染が顕在化している。

国土交通省では、このような地下水を取り巻く環境の変化を踏まえ、重要な水資源として地下水を適正に保全・利用していくための総合的な地下水政策のあり方を検討する必要性から、学識経験者による懇談会を設置し、幅広く議論を進めてきた。

その結果、平成19年3月に、健全な地下水の保全・利用に向けた方法論として「地下水資源マネジメント」を提案し、その必要性和推進に向けた環境整備や運用方策、重要留意事項を本懇談会の提言としてとりまとめた。

〈懇談会提言の概要〉

○地下水資源マネジメントの推進

- ・地下水障害を未然に防止し、地下水収支バランスが保たれる範囲内で、持続的な地下水資源の適正利用のあり方とその実現方策を検討し、地下水保全・利用に関する計画を策定・運用する必要がある。
- ・計画に基づく施策の実施にあたっては、数値シミュレーションモデルの活用により、地下水収支を定量化し、実態把握、計画策定、観測・モニタリング、評価・見直しというプロセスを反復しながら継続的に取り組み、地域の諸条件に即した最適なマネジメントを実現することが重要である。

○地下水資源マネジメントの運用方策

- ・マネジメントにあたっては、目標とすべき地下水位を定め、地下水位を常時観測していくことが実用的である。
- ・マネジメントの推進に必要なデータを収集するため、観測井戸、観測機器、テレメーターシステム等の整備が必要である。

○地下水資源マネジメントの実施に際しての重要留意事項

- ・水資源の視点からの地下水の水質確保・保全
- ・大規模地震災害時における地下水の利用方策
- ・地下水資源マネジメントの社会的合意形成への取り組み

「今後の地下水利用のあり方に関する懇談会」 委員

小尻 利治	京都大学防災研究所水資源環境研究センター教授
佐藤 邦明	埼玉大学名誉教授（座長）
七戸 克彦	九州大学大学院法学研究院教授
大東 憲二	大同工業大学工学部都市環境デザイン学科教授
田中 正	筑波大学大学院生命環境科学研究科教授
中杉 修身	上智大学大学院地球環境学研究科教授
守田 優	芝浦工業大学工学部土木工学科教授

（敬称略・五十音順）

（参考：国土交通省土地・水資源局水資源部HP）

（http://www.mlit.go.jp/tochimizushigen/mizsei/f_groundwater/kondankai.html）

（２）水源地域対策特別措置法第２条第２項の規定に基づくダムの指定及び指定の廃止

筑後川水系小石原川小石原川ダム（福岡県）の追加指定及び緑川水系釈迦院川釈迦院ダム（熊本県）の指定廃止について、平成18年５月23日に閣議決定された。

ア 小石原川ダムの指定

筑後川水系小石原川小石原川ダムは、独立行政法人水資源機構が建設するダムで、その建設により相当数の住宅（36戸）が水没するということに加え、ダムの建設地である福岡県の知事から国土交通大臣に対して、水特法に基づくダム指定を行うよう要望が出されていた。

以上の状況から、水特法の趣旨に鑑み、法第２条第２項の規定に基づくダムとして指定することとなった。

小石原川ダムは今後、水源地域の指定、水源地域整備計画の決定の手続きが行われ、水源地域の生活環境、産業基盤等の計画的な整備等が図られることとなる。

イ 釈迦院ダムの指定廃止

緑川水系釈迦院川釈迦院ダムは、水特法第２条第２項の規定に基づくダムとして平成４年１月に指定された。しかしながら、釈迦院ダム建設事業の事業主体である熊本県が、県公共事業再評価委員会の意見具申を受け、当該事業の中止を決定したため、これに伴って水特法の指定も廃止することとなった。

（３）第１回アジア・太平洋水サミットに対する協力

平成19年12月３日から４日にかけて、大分県別府市において「第１回アジア・太平洋水サミット」の開催が予定されている。本サミットの運営主体は国際NPO団体や国際機関であるが、①世界水フォーラムの流れを汲むこと、②水問題は官民一体となって取り組むべきものであること、③各国政府首脳級、国際機関の代表等を含めたハイレベルを招聘することなどから、国土交通省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省は共同で、「本サミットに対し、関係行政機関は必要な協力を行うものとする」とする閣議了解（平成18年12月15日）を行った。

2 水資源関係予算等の概要

(1) 水資源関係予算

平成19年度の国における水資源関係予算は表13-2-1に示すとおりである。

ア 生活用水の確保

水道水源開発等施設整備費中の主な事項としては、水道水源開発施設整備費142億9百万円及び水道広域化施設整備費200億12百万円等が計上（厚生労働省計上分）された。

イ 工業用水の確保

工業用水道事業費中の主な事項としては、工業用水道事業費補助33億67百万円、工業用水道事業調査費53百万円等が計上された。

ウ 農業用水の確保

水稻や野菜・果樹等の生育等に必要な農業用水の安定的確保のため、かんがい排水事業費として2,405億61百万円が計上された。

エ 水資源開発の推進等

長期的な水需給対策として、水資源開発基本計画調査費131百万円、水資源計画の策定に要する経費122百万円が計上された。

また、造水促進対策として、ハイブリッド型の海水淡水化技術、産業廃水の処理技術等の開発等を含め2億39百万円が計上された。

さらに、河川総合開発事業として6,736億53百万円の内数が計上され、治水対策と併せて水資源の確保等に資する多目的ダム、河口堰、流況調整河川の整備等が行われる。

オ 水資源の有効利用の推進

水資源の有効利用の推進のため12百万円が計上された。

(2) 財政投融资・税制措置

平成19年度の財政投融资対象機関の水資源関係財政投融资額は、当初計画において559億円となっている。

内訳は、国営土地改良事業特別会計249億円、緑資源機構87億円、水資源機構223億円となっている。

このほか、水資源の有効利用推進のため、日本政策投資銀行等による低利融資のほか、雑用水利用の促進に資するため、公害防止用設備のうち汚水処理用設備に関する減価償却資産の特別償却制度等がある（第8章表8-1-4参照）。

また、水源地域の活性化に資するため、水源地域内に立地する製造業及び旅館業に係る所得税、法人税の特別償却制度等がある。（第9章1.（2）参照）

表13－2－1 水資源関係予算の概要

(単位：千円)

項 目	事業省庁名	2006年度 当初予算	2007年度 当初予算	対前年度 増△減比	備 考
1. 生活用水の確保		115,963,000	107,417,000	△ 7.4	
水道水源開発等整備費補助	厚生労働省	82,312,682	75,817,000	△ 7.9	
簡易水道等施設整備費補助	厚生労働省	33,650,318	31,600,000	△ 6.1	
2. 工業用水の確保		3,506,000	4,080,000	16.4	
工業用水道事業費	経済産業省	3,506,000	4,080,000	16.4	
3. 農業用水の確保		238,978,000	240,561,000	0.7	
かんがい排水事業費	農林水産省	238,978,000	240,561,000	0.7	
4. 水資源開発の推進等		698,785,241	674,175,178	△ 3.5	
造水促進対策	経済産業省	409,102	238,948	△ 41.6	
水需給動態調査他	国土交通省	290,904	283,134	△ 2.7	
河川総合開発事業	国土交通省	698,085,235	673,653,096	△ 3.5	
5. 水資源の有効利用の推進		12,878	12,203	△ 5.2	
雑用水利用促進等調査他	国土交通省	12,878	12,203	△ 5.2	
6. 水源・水質の保全		1,144,112,585	1,098,590,234	△ 4.0	
農業集落排水事業	農林水産省	20,940,000	18,846,000	△ 10.0	
污水处理施設整備交付金	国土交通省 農林水産省 環 境 省	83,300,000	85,800,000	3.0	・地域再生基盤強化交付金の 内数であり内閣府計上額
治山事業費他	林 野 庁	288,832,000	282,368,000	△ 2.2	
下水道事業	国土交通省	735,286,000	696,288,000	△ 5.3	
循環型社会形成推進交付金	環 境 省	14,485,276	13,976,298	△ 3.5	
水質汚濁防止対策経費	環 境 省	1,269,309	1,311,936	3.4	
7. 地下水利用の適正化		160,277	145,963	△ 8.9	
農業用地下水調査等	農林水産省	60,000	53,900	△ 10.2	
地下水利用適正化等調査	経済産業省	41,158	33,295	△ 19.1	
地下水対策経費	国土交通省	45,522	45,203	△ 0.7	
地盤沈下対策推進費	環 境 省	13,597	13,565	△ 0.2	
8. 水源地域対策の推進		100,347	95,827	△ 4.5	
水源地域対策推進経費他	国土交通省	100,347	95,827	△ 4.5	
合 計		2,201,618,328	2,125,077,405	△ 3.5	